

平成22年4月

期間限定で民事家事当番弁護士サービスを行います ～裁判で弁護士がおらずお困りの方へ～

東京弁護士会法律相談センター
第一東京弁護士会法律相談センター
第二東京弁護士会法律相談センター

「他人から訴えられて自宅に訴状が届いたが、答弁書の書き方が分からない…」
「裁判所より調停期日の呼び出し状を受け取ったが、どうすればいいの？」
「自分で裁判を起こしたが、裁判所より、事案が複雑なので
弁護士に頼んだ方がよいとアドバイスを受けた」

民事家事当番弁護士制度は、裁判の当事者になったにもかかわらず、弁護士に
依頼していない方のために、弁護士が待機して即日対応する制度です。

★・・・民事家事当番弁護士を利用すると・・・★

- ☆ 初回法律相談料（30分）が無料になります！※延長する場合、料金がかかります。
- ☆ 裁判の手の流れや、答弁書など書面の書き方を知ることができます！
- ☆ 弁護士に依頼することができます！ ※事案によってはご紹介できない場合があります。

東京三弁護士会が運営する法律相談センターでは、
以下の要領にて期間限定で民事家事当番弁護士サービスを行います。
この機会を是非ご利用下さい。

*****民事家事当番弁護士 実施要領*****

実施期間 平成22年5月6日（木）～11月6日（土）

実施場所 霞ヶ関法律相談センター（一般相談）

【住所】千代田区霞が関1-1-3 弁護士会3階

【電話】03-3581-1511

【受付】月～金曜日 午前9時30分から午後2時30分

LC四谷法律相談センター

（一般相談、労働相談、外国人相談、消費者相談、医療相談）

【住所】新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル2階

【電話】03-5367-5280

【受付】月～土曜日 午前9時30分から午後2時30分

新宿家庭法律相談センター（離婚・相続等家庭問題に関する相談）

【住所】新宿区新宿3-1-22 NSOビル5階

【電話】03-5312-5850

【受付】月～土曜日 午前9時30分から午後2時30分

錦糸町法律相談センター（一般相談）

【住所】墨田区江東橋3-9-7 国宝ビル2階

【電話】03-5625-7336

【受付】月～土曜日 午前9時30分から午後2時30分

利用できる事件

- (1) 裁判所に係属し、裁判所の事件番号が付されている事件であること。
ご相談の際、裁判所の事件番号が付された書面をお持ち下さい。
- (2) 弁護士が代理人として就いておらず、未だ弁護士に依頼していないこと。
- (3) 初回の法律相談であること。
- (4) 事件分野に制限はありません。

※クレサラ（債務整理）相談には専用の相談センターがあり、
民事家事当番弁護士を利用しなくとも相談は無料です（事件依頼も可能です）。
予約制ですので、以下の相談センターに事前にご連絡下さい。

四谷クレサラセンター 【電話】 03-5214-5152

神田クレサラセンター 【電話】 03-5289-8850

錦糸町クレサラセンター 【電話】 03-5625-7336

利用方法

- ① 事件分野や交通の便などからご都合のよい法律相談センターをお選び下さい。
- ② 裁判所の事件番号が付された書面をご用意下さい。
例：原告（申立人）なら受付票、被告（相手方）なら期日呼び出し状 など
- ③ お選びいただいた相談センターに直接おいでください。
予約は必須ではありませんが、相談枠に限りがありますので、予めご連絡いただくと助かります。
- ④ 受付にて、民事家事当番弁護士を依頼する旨を告げ、裁判所の事件番号が付された書面をご提出下さい。
※事件番号が付された書面は、内容を確認後すぐにお返しいたします。
- ⑤ 当番弁護士の無料相談（30分）を受けることができます。
※30分を延長する場合には延長料金がかかります。
※2回目以降は通常法律相談と同様、有料になります。
※弁護士への依頼を希望される場合にも、当番弁護士にご相談下さい。
事案によっては弁護士を紹介できない場合もあります。

【お問い合わせ先】

東京弁護士会	法律相談課	電話 03-3581-2206
第一東京弁護士会	法律相談課	電話 03-3595-8575
第二東京弁護士会	法律相談課	電話 03-3581-2250

